

徳島県告示第百五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年四月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	廃止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	の 受 理 日	年 月 日	年 月 日
株式会社グルーヴ	徳島市北沖洲三丁目九番六 七号	ライフケアほのか	徳島市北沖洲三丁目九番六 七号	生活介護	令和四年十月 二十六日	令和四年十一 月三十日	